

## 第3回アドバイザーボード後の経過

- 8月25日 教育委員会にて議決  
(部活動の活動方針の基本的な考え方・活動時間・  
休養日，以下同様)
- 8月29日 総合教育会議にて協議
- 9月9日 市立柏高校説明会(生徒)  
説明会后アンケート実施
- 9月10日 市立柏高校説明会(保護者)  
説明会后アンケート実施

## 総合教育会議での意見の概要

- 教職員，生徒及び保護者に見直しの内容の理解を得ること。
- 部活動の意義である生きる力の育成や自己肯定感の向上を損なわないこと。
- 顧問の意識改革を行い，共通理解を図り共通行動に移ること。
- 活動時間が短くても優秀な成績をおさめている学校の事例を参考にし指導に役立てること。
- 休養を十分に取得し，効率的な練習スタイルに変えること。
- 部活動のガイドラインは高校を原則適用としており，高校を例外とすることなく遵守させることが必要であり，活動時間や休養日の設定はガイドラインどおりの運用が望ましい。
- 急激な見直しを図ることの弊害など，一律に現行のガイドラインを当てはめることは難しいことも理解できるので，激変緩和としての一定の見直しの方向として進めてほしい。

## 【説明内容】

### 1 論点整理

- 1 部活動の改善（**過密スケジュールの解消＝活動時間の見直し，休暇の確保等で予防**）  
⇒部活動で燃え尽きない実施体制，活動と休養のメリハリ，部活動以外の多様な時間の確保
- 2 生徒等の相談支援について（**相談体制，相談環境等の整備でフォロー**）  
⇒一人一人の生徒に合った見守りやカウンセリング，支援の実施
- 3 意識改革（**部活動に対する対話と持続的な評価・検証**）  
⇒教育課程と連携して効果を発揮すべきものであることの理解と実践  
⇒長時間練習を前提にした活動からの転換
- 4 その他（国への要望など）

★論点の中で特に**部活動の活動方針の見直しを最重点事項として位置づけ**進めていく

### 2 基本的な考え方

- スポーツ庁，文化庁の現行（義務教育版）ガイドラインの考え方をできる限り踏まえた内容とする
- その上で，ガイドラインに示されている「中学校教育の基礎の上に，心身の発達及や進路に応じて多様な教育が行われていることに留意する」との考え方をどのように具現化すべきか検討
- 今回事案の指摘内容を踏まえ，**最低限確保する休養日を年間100日以上（平日は週1日以上，週休日は月に2日以上）として設定**する
- これにより，**隔週で週休2日を確保**することになり，生徒の心身の健康に資すると考えたもの
- 市柏は教育課程の中で部活動を特色の一つとしている学校であるが，今回の見直しにより，**生徒の心身の健全な発達を守りながら，市柏の特色である部活動を維持**し「生徒・保護者・地域からの期待」にも応えていくこととするもの
- 国等が高校生を対象とした新ガイドラインが策定した場合は，その内容に従う
- 市立柏高校として部活動の長時間練習を見直し，適切な休養を確保し，高校生としてのバランスの取れた生活を実現し，もって生徒の心身の充実を図ることを目指す
- 適度な休養が練習の質を向上させることを生徒に教え，教員もそのための指導スキルを向上させていく
- 市立柏高校は，この基本的な考え方を広く内外に周知し，学校を挙げて推進を図るものとする。

### 3 アドバイザリーボードでのご意見を踏まえた部活動活動方針の考え方

- 現状の部活動が長時間練習，過密スケジュールであることを認識し，改善を図る。  
→現状に対し共通理解を図り，長時間練習から転換する取り組みを進める
- 部活動の活動方針は，基本的にガイドライン（スポーツ庁，文化庁等）を踏まえて見直す必要がある。  
→現行ガイドラインの主旨や課題を踏まえた上で，市立柏高校が直面する課題を認識して当面の見直しを図る。国による高校のガイドラインが策定された場合には，それに沿って見直しを行う
- 市柏の特徴である部活動と，部活動を熱心に取り組む生徒への配慮に必要と思われる活動を確保するためにガイドラインを超過する基準を設定する際は，科学的で客観性のある知見に基づき行う。  
→質を重視した活動への転換と，見直し内容に関する実効性の確保を図る
- 上記を踏まえ，生徒本位の部活動を確立し，一層の活性化を図る。

### 4 部活動の活動日及び休養日（変更）

変更案

区分		平日	週休日（土日祝）
課業日	活動時間	3時間以内 ※活動時間終了後30分以内に完全下校	6時間以内
	休養日	1日以上／1週間	2日以上／1月
長期休業中	活動時間	1日当たり6時間以内 ※活動時間終了後30分以内に完全下校	
	休養日	12日以上（連続休暇3日含む）／夏季休業の場合	
年間の最低休養日数を100日 ※テスト期間中の部活動停止日数を含む（大会前のコンディション調整が必要な場合は，校長の判断で1時間以内の活動を可とする。） 大会日程等により指定の休養日を取得できない時は後8週以内に振替			
<b>【上記以外の特別な場合の運用について】</b> ・予め校長の許可を得た場合に限り，活動時間の延長を可能とする。 ・その場合，活動時間は8時間／日を上限（課業日の平日は原則延長無し）とし，原則、平日で週に1日以上と土日は隔週で1日以上の休養日を確保するものとする。 なお，休養日の日数は，一の年度において最低100日以上とし，特別な場合を適用する上限については一の年度について80日以内とする。			